

報道資料

平成 29 年 11 月 22 日
消費・生活安全課
食品安全推進係
担当: 浅田、樹谷
ダイヤルイン: 0742-27-8681
内線: 3186、3185

食品、添加物等の年末一斉取締りについて

食品流通量が増加する年末及び食中毒患者が最も発生する冬期における食中毒の発生防止を図るとともに、積極的に食品衛生の向上を図るため、くらし創造部及び医療政策部では、消費・生活安全課、県 4 保健所及び食品衛生検査所の食品衛生監視員並びに保健研究センターの職員により、下記のとおり食品、添加物等の年末一斉取締りを実施しますのでお知らせします。

記

1. 目的

食品等に起因する危害の発生を防止し、食品等の安全性を確保するため、不良食品の流通を排除するとともに、食品の衛生的取扱い、添加物の適正使用、食品及び添加物の適正表示について効率的かつ集中的な監視指導を行います。

2. 実施期間

平成 29 年 12 月 1 日(金)から 12 月 28 日(木)まで

3. 実施方法

①施設に対する立入検査等(食品衛生監視員が実施)

次の施設を、重点対象施設として、立入検査を実施し、施設基準、管理運営基準、製造基準及び表示基準等の違反の発見、排除に努めるとともに、食品の製造、加工、運搬及び保管等における衛生的な取扱いについて指導します。

☆重点対象施設

- ア)弁当屋、仕出し屋、旅館、学校、病院等の大量調理施設
- イ)生食用又は加熱不十分な食鳥肉を提供している施設
- ウ)魚介類及び魚介類加工品を製造、処理及び販売する施設
- エ)食肉等を取り扱う施設

その他の施設についても、年末における食中毒の発生防止及び食品衛生の向上のため、監視指導を強化します。

②食品等の検査及び収去試験

食品の検査に際しては、腐敗又は変敗した食品、不潔な食品等の不良食品はもとより食品の保存状況及び表示事項について点検し、保存基準及び表示基準に違反する食品の発見、排除に努めます。

☆重点対象食品

- そうざい、青果類、清涼飲料水、生菓子、調味料(醤油、みそ)、即席麺等

③食品の表示に関する監視指導

賞味・消費期限の誤表示や表示基準違反による自主回収事例が多発していることを踏まえ、販売施設を中心に食品の表示について点検し、製造業者や販売業者等に適正な表示を徹底させるため監視指導を行います。

☆重点対象項目

- アレルギー表示、消費期限・賞味期限の表示、食品添加物、健康食品等